

森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占めており、広大な十勝平野の中央に位置する帯広市においては、日高山脈の裾野を中心に国有林を含め約 25,500ha の森林面積を有している。森林には、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

国は 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを掲げており、CO₂を吸収・固定する森林の整備推進や木材及び木質バイオマスの利用促進等の森林吸収源対策は一層重要性を増している。帯広市においても令和 4 年 6 月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、北海道と共に道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しているところである。

帯広市では、官民連携のもと、森林資源の循環利用の実現に向け、国の森林整備事業を活用しながら植林・間伐等の実施や路網の整備、山地災害の防止、北海道産・十勝産木材の利用促進など、さまざまな取組みを進めてきたところである。

今後も、ゼロカーボン北海道の実現にも資する森林整備の着実な推進や森林資源の循環利用による林業・木材産業の持続的発展に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、適切な間伐と伐採後の植林等の森林整備、路網整備、防災・減災対策の推進や、物価や人権費の高騰を考慮し、必要な事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害などの森林被害対策、AI 技術や ICT 等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化推進、木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産・地域木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 1 日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 あて